



届出・証明

住民異動の届出一覧

申・問 市民課 戸籍・窓口グループ

- 虚偽の届出やなりすましなどの犯罪を防止するため、届出に来られる際には、本人確認ができる書類（マイナンバー（個人番号）カードまたは写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券など）をご持参ください。
- 代理人による届出の場合は、委任状などの代理権限を確認できる書類が併せて必要となります。
- 外国人住民のかたは、在留カードまたは特別永住者証明書をご持参ください。

届出の種類	届出の期間	届出に必要なもの	届出人
転入届※ ●市外から引っ越しをしてきたとき ●海外へ転出していたかたが帰国をしたとき	那珂市に住み始めてから14日以内	☒ ①前住所地の市区町村長が発行した転出証明書（特例転出届を出したかたは不要） ☒ ②マイナンバー（個人番号）カードまたは住民基本台帳カード ☒ ③国民年金手帳 ☒ ④在学証明書（前住所の小・中学校で発行） ☒ ⑤医療福祉費受給者証交付状況証明書 ☒ ⑥介護保険受給資格証明書 ※③～⑥は、関係があるかたのみ ※海外から帰国したかたは、次のものをお持ちください ●旅券（自動化ゲートをご利用のかたは、入国日が分かる航空券） ●戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍の附票の写し（本籍が那珂市のかたは不要）	本人または 転入後の世帯主
転出届※ ●市外へ引っ越しをするとき ●1年以上海外へ滞在するとき	引っ越しをする前または転出後14日以内	☒ ①印鑑登録証 ☒ ②マイナンバー（個人番号）カードまたは住民基本台帳カード（海外転出するかたのみ） ☒ ③国民健康保険被保険者証 ☒ ④国民健康保険高齢受給者証 ☒ ⑤後期高齢者医療被保険者証 ☒ ⑥医療福祉費受給者証 ☒ ⑦介護保険被保険者証 ☒ ⑧不要になった防災行政無線	本人または 転出前の世帯主
転居届※ ●市内で住所が変わったとき	新しい住所に住み始めてから14日以内	☒ ①マイナンバー（個人番号）カードまたは住民基本台帳カード ☒ ②国民健康保険被保険者証 ☒ ③国民健康保険高齢受給者証 ☒ ④後期高齢者医療被保険者証 ☒ ⑤医療福祉費受給者証 ☒ ⑥介護保険被保険者証 ☒ ⑦不要になった防災行政無線 ※②～⑦は、関係があるかたのみ	本人または 新住所の世帯主
世帯（主）変更届 ●世帯主が変わったとき ●世帯を合併または分離したとき	変更のあった日から14日以内	☒ ①国民健康保険被保険者証 ☒ ②国民健康保険高齢受給者証 ☒ ③医療福祉費受給者証	本人または世帯主 （世帯分離の場合は分離後の新世帯主）

※転出届・転入（転居）の来庁予約がマイナポータルを通じてできます（P49）



〈 広告 〉

えんどう まこと

遠藤実 行政書士事務所

法務相談のコンビニ

行政書士って、結構いろいろなこと、出来ます！

- 相続や遺言の手続
- 土地に関すること
- 会社設立や法務のこと
- 契約の締結など法律行為
- 役所への許認可の手続など以上の申請手続、書類作成を行っております。



那珂市菅谷1941-318-203

E-mail makoto-able@lily.ocn.ne.jp

TEL 029-298-7787

FAX 029-298-7227

戸籍に関する届出一覧

申・問 市民課 戸籍・窓口グループ

虚偽の届出やなりすましなどの犯罪を防止するため、窓口に来られたかたの本人確認を行っています。

届出の種類	届出の期間	届けに必要なもの	届出人	届出地
出生届	生まれた日を含めて14日以内 (届出期間の末日が休日の場合は翌日)	☒ ① 出生証明書添付の出生届書 ※子の名は、常用漢字・人名用漢字・カタカナ・ひらがなを使用してください ☒ ② 母子健康手帳	届出人順位 ① 父または母 ② 同居者 ③ 医師・助産師・その他立会者	● 父母の本籍地 ● 届出人の住所地 ● 生まれたところ
死亡届	死亡の事実を知った日を含めて7日以内 (届出期間の末日が休日の場合は翌日)	☒ ① 死亡診断書(または死体検案書)添付の死亡届書 ☒ ② 届出人の印鑑(朱肉を使用するもの) ※火葬許可証は死亡の届出をすることによって交付されますが、届出の前に火葬の電話予約を行ってください(那珂聖苑 ☎029-352-0073) (詳細は113ページを参照) ※死亡届を出された後の各種手続きについては、おくやみデスクをご利用ください (詳細は53ページを参照)	● 同居の親族 ● 同居していない親族 ● 同居者 ● 家主・地主・家屋管理人・土地管理人など	● 亡くなったかたの本籍地 ● 届出人の住所地 ● 死亡したところ
婚姻届	届出のときから法律上の効力が発生する	☒ ① 婚姻届書 ※届書の証人欄に成人のかた2人の署名が必要です ☒ ② 夫・妻のそれぞれの戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(市内に本籍のあるかたは不要) ☒ ③ 届書を持参したかたを確認できる書類(マイナンバー(個人番号)カードまたは写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券など) ※土・日曜日、祝日に届け出るときは、事前に市民課で書類に間違いがないか確認してください	婚姻する当事者	● 夫または妻の本籍地 ● 夫または妻の住所地もしくは所在地

届出・証明



届出の種類	届出の期間	届けに必要なもの	届出人	届出地
離婚届	協議離婚は届出のときから法律上の効力が発生する ※裁判上の離婚は、判決または審判が確定した日または調停などが成立した日から10日以内 (届出期間の末日が休日の場合は翌日)	☒ ①離婚届書 ☒ ②戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(市内に本籍のあるかたは不要) ☒ ③調停調書の謄本(調停による離婚のとき) ☒ ④和解調書の謄本または認諾調書の謄本(和解または認諾による離婚のとき) ☒ ⑤審判または判決の謄本および確定証明書(審判または判決による離婚のとき) ☒ ⑥協議離婚の場合は、届書を持参したかたを確認できる書類(マイナンバー(個人番号)カードまたは写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券など) ※婚姻中の氏を引き続き称する場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です ※協議離婚の場合は、届書の証人欄に成人のかた2人の署名が必要です ※未成年者がいる場合は、父母のどちらが親権者になるかを決めてから届け出てください	協議離婚は夫と妻 ※裁判上の離婚は調停の申立人または訴えの提起者(期間内に届出をしないときは相手方も届出可能)	●夫妻の本籍地 ●夫または妻の住所地もしくは所在地
転籍届	届出のときから法律上の効力が発生する	☒ ①転籍届書 ☒ ②戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(市内での転籍の場合は不要) ☒ ③届書を持参したかたを確認できる書類(マイナンバー(個人番号)カードまたは写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券など) ※市外からの転籍により作成される新しい戸籍には、婚姻や死亡などによって転籍届前に除籍になっているかたは記載されません(筆頭者については、名のみ記載されます)	筆頭者と配偶者 ※筆頭者が死亡しているときは生存配偶者	●本籍地 ●届出人の住所地もしくは所在地 ●転籍地
その他の届出	養子縁組届、養子離縁届、入籍届、認知届、分籍届などがあります。届出方法などは、市民課戸籍・窓口グループへお問い合わせください。			



印鑑登録

印鑑登録できるかた

那珂市に住民登録をしている15歳以上のかた（意思能力を有しない者を除く）で、登録の意思があるかた

登録できる印鑑

- 印影の大きさが一辺8mmの正方形の中に収まらず、25mmの正方形の中に収まるもの
- 材質が、つげ、金属、動物の角、石などであり変形しにくいもの
※ゴム印、インク内蔵型のものなどは登録できません
- 刻印の文字が登録者ご本人の氏名であるもの
(例)「那珂一郎」さんの場合
 - 氏名を刻印したもの(那珂一郎)
 - 氏のみを刻印したもの(那珂)
 - 名のみを刻印したもの(一郎)

※同じ世帯の他のかたがすでに登録してある印鑑、他のかたが登録している印鑑と印影が似ている印鑑、外枠が欠けている印鑑など登録できない印鑑があります

印鑑登録の方法

1 ご本人が市役所窓口で手続きする場合

	本人確認の方法	必要なもの	注意事項など
即日登録	① 官公署発行の顔写真付き証明書(マイナンバー(個人番号)カードまたは写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券など)による方法	☒ 有効期限内のマイナンバー(個人番号)カードまたは写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券など ☒ 登録する印鑑	—
	② 那珂市に印鑑登録をしてあるかたが保証人となる方法	☒ 健康保険証や年金手帳など ☒ 登録する印鑑	印鑑登録申請書の保証人欄に保証人の署名と登録してある印鑑の押印が必要です。
後日登録	郵送による照会手続きによる方法	☒ 健康保険証や年金手帳など ☒ 登録する印鑑	申請後、ご自宅へ「照会書兼回答書」を郵送します。回答書欄に本人が記入し、登録する印鑑を押印して、回答期限内にご持参いただいたときに登録が完了します。



2 代理のかたが市役所窓口で手続きする場合

※即日登録はできません

●申請時(1回目)に必要なもの

- ☒ 登録する印鑑
- ☒ 代理人選任届
- ☒ 代理人の本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証など)
- ☒ 代理人の印鑑



「照会書兼回答書」をご本人宛に郵送します



●登録時(2回目)に必要なもの

- ☒ 登録する印鑑
- ☒ 代理人選任届
- ☒ 照会書兼回答書(登録者ご本人が記入し、今回登録する印鑑が押されているもの)
- ☒ 代理人の本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証など)
- ☒ 代理人の印鑑



印鑑登録証の交付

注意事項

- 届出人(頼む人) ご本人が自署してください。
- 住所には、アパート名や部屋番号などの方書も記入してください。
- 登録する印鑑(実印)を押印してください。

印鑑登録証明書

交付を受けるときに必要なもの

- ☒ 印鑑登録証
 - ☒ 本人であることが確認できる書類
(マイナンバー(個人番号)カードまたは写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など)
- ※交付請求書に「氏名」「住所」「生年月日」などを正確に記入していただきます

印鑑登録の廃止・印鑑登録証の亡失

印鑑登録をしてある印鑑や印鑑登録証を紛失したとき、印鑑登録の必要がなくなったときは印鑑登録廃止または印鑑登録証亡失の届出をしてください。

必要なもの

- ☒ 印鑑
 - ☒ 印鑑登録証(印鑑のみを紛失したとき)
 - ☒ 本人であることが確認できる書類
(マイナンバー(個人番号)カードまたは写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など)
- ※代理人が届け出るときは代理人選任届が必要で

会社・法人の印鑑の届出

水戸地方法務局へお問い合わせください。

水戸地方法務局 法人登記部門

所在地 水戸市北見町1番1号 ☎029-227-9911(代表)

証明書と手数料

申・問 市民課 戸籍・窓口グループ

窓口で各種証明書を請求される場合は、窓口に来られるかたの本人確認ができる書類(マイナンバー(個人番号)カードまたは写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証など)をご持参ください。

各種証明書など取扱窓口および手数料

取扱事務	市役所 (本庁)	瓜連 支所	手数料
戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	○	○	1件 450円
戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)	○	○	1件 450円
戸籍一部事項証明書	○	○	1件 450円
除籍全部事項証明書 (除籍謄本)	○	○	1件 750円
除籍個人事項証明書 (除籍抄本)	○	○	1件 750円
除籍一部事項証明書	○	○	1件 750円
改製原戸籍謄本	○	○	1件 750円
改製原戸籍抄本	○	○	1件 750円
戸籍の附票の写し	○	○	1件 350円
受理証明書	○	○	1件 350円
上質紙を用いた婚姻届出 などの受理証明書	○	×	1件 1,400円
届書等記載事項証明書	○	○	1件 350円
身分証明書	○	○	1件 350円
独身証明書	○	○	1件 350円
不在籍・不在住証明書	○	○	1件 350円
住民票の写し	○	○	1件 350円
広域交付の住民票の写し	○	×	1件 350円
印鑑登録証明書	○	○	1件 350円
印鑑登録	○	○	1件 350円
印鑑再登録	○	○	1件 450円
住民票の閲覧(1住民票)	○	×	1件 150円
自動車臨時運行許可証	○	×	1両 750円
マイナンバー(個人番号) カード(再発行)	○	×	1件 800円
電子証明(再発行)	○	×	1件 200円
軽自動車税用住所証明書	○	○	無料
住所表示変更証明書 (合併証明)	○	○	無料

戸籍の証明書

市では、平成12年2月5日から(旧瓜連町は平成16年8月7日から)戸籍をコンピュータにより処理しています。このため、従来の戸籍謄本は「全部事項証明書」、戸籍抄本は「個人事項証明書」と名称が変わり、様式も縦書きから横書きとなっています。

- 全部事項証明書…戸籍に記載されている全員を証明したもの
- 個人事項証明書…戸籍に記載されているかたのうち、一部のかたを証明したもの

戸籍のコンピュータ化以前に死亡や婚姻などにより除籍されたかたについては、現在の戸籍には記載されておりませんので、請求の際にはご注意ください。

➤ 請求できる戸籍

- ①請求者本人が載っている戸籍
婚姻などにより、その戸籍で除籍となっている場合も請求できます。
- ②請求者の配偶者、直系尊属(父母・祖父母)、直系卑属(子・孫)が載っている戸籍
直系のかたであることを那珂市の戸籍で確認できない場合は、確認できる戸籍などをご持参ください。
- ③①②以外の戸籍を請求する場合は、自己の権利の行使または義務の履行など戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある場合に限られます。
詳しくはお問い合わせください。

※代理人が戸籍の請求をする場合は、委任状が必要です。委任状は委任者が自署してください

身分証明書

身分証明書とは、次の3項目を証明するものです。

- 禁治産または準禁治産の宣告の通知を受けていないこと
- 後見の登記の通知を受けていないこと
- 破産宣告または破産手続き開始決定の通知を受けていないこと

身分証明書は、本籍のある市区町村にご請求ください。なお、請求できるかたは本人のみです。

本人の依頼を受けたかたが請求する場合は、委任状が必要です。委任状は委任者が自署してください。

住民票の写し

住民票の写しは、本人または同一世帯のかた(同一の住民票に記載されている家族)、もしくは住民票を請求する正当な理由があるかたであれば、請求できます。個人のプライバシーの侵害など、不当な目的に利用されるおそれがあるときは、その請求には応じられません。

なお、本人または同一世帯のかたでないかたが請求する場合は、委任状や請求理由を証明する資料(契約書の写しなど)を添付する必要があります。

また、住民票の写しでは本籍欄、続柄欄が省略できます。あらかじめ本籍・筆頭者、世帯主・続柄の記載が必要かどうかを提出先にご確認ください。

委任状

各種証明書を請求するときに、請求者(委任者)本人が窓口に出向くことができない場合には、請求の手続きや証明書の受領などを代理人に任せるという内容の、請求者本人が記入した委任状が必要となります。

委任状には、次の項目を必ず記載してください。

- ①請求者(委任者)の住所、氏名(自署)
- ②代理人の住所氏名
- ③請求する証明書の種類と必要通数や委任する内容など(具体的に)
- ④委任状作成日

➤ 委任状の見本

委 任 状	
令和〇年〇月〇日	
代理人	住 所 那珂市瓜連〇〇番地〇
	氏 名 瓜連 花子
	生年月日 昭和〇年〇月〇日
上記の者を代理人と定め、下記の交付申請および受領することを委任します。	
記	
【委任内容】	
那珂太郎の世帯全員の住民票の写し〇通(本籍・筆頭者・世帯主・続柄入)などのように、実際に委任する内容を書いてください。	
委任者	住 所 那珂市福田〇〇番地〇
	氏 名 那珂 太郎 (自署)
	生年月日 昭和〇年〇月〇日
※戸籍・除籍・原戸籍・附票が必要なときは 本籍地、筆頭者も記入してください。	
	本籍地 那珂市福田〇〇番地〇
	筆頭者 那珂 太郎

※委任者本人が便せんなどの用紙に自署してください

※代理人のかたは次のものをお持ちください

- ☑ 代理人の本人であることが確認できる書類
(マイナンバー(個人番号)カードまたは写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証など)

※代理人によるマイナンバー(個人番号)および住民票コード入りの住民票の写しは、窓口で代理人にお渡しすることはできませんので、本人の住所地あてに郵送となります

委任内容の具体例

- 那珂太郎の世帯全員の住民票の写し
(本籍・筆頭者氏名略、世帯主氏名・続柄入) 1通
- 那珂太郎の個人の住民票の写し
(本籍・筆頭者氏名、世帯主氏名・続柄入) 1通
- 那珂太郎の前住所水戸市笠原町××番地が出てくる個人の住民票の写し 1通
(本籍、続柄略) 1通
- 那珂太郎の戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 1通
- 那珂夢子の戸籍個人事項証明(戸籍抄本) 1通
- 那珂一郎の死亡日が分かる戸籍などの謄本 1通
- 父、那珂一郎の相続のため、一郎の出生から死亡まで分かる戸籍謄本など 一式
- 那珂太郎の前住所水戸市笠原町××番地から現在の住所に移ったことが分かる戸籍の附票の写し

旅券(パスポート)の申請

申・問 市民課 戸籍・窓口グループ

那珂市に住民登録をしているかたの旅券申請・受領は市役所の市民課窓口で行っています。

取扱日時 平日 午前9時～午後5時

※木曜日の窓口時間延長の日は、旅券の受領のみ午後7時15分まで延長しますが、申請はできません

旅券の受領は、申請日から数えて8日目以降です(土・日曜日、祝日、年末年始は日数に含めません)

海外への渡航が決まったら、渡航先国への入国に必要な残存有効期間などを確認の上、必要な場合は、お早めに申請してください

申請に必要な書類など(主な申請の場合)

必要書類	申請の区分	新規申請 (初めてのかた、前回の旅券が期限切れなどで失効済みのかた)	有効期間が残っている場合の申請	
			有効期間残1年未満での新規作成 (氏名、本籍の都道府県名の変更なし)	氏名、本籍の都道府県名が変わった場合
			新規作成	残存有効期間同一旅券
一般旅券発給申請書	1通	○	○	○
戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	1通	○	(原則不要)	○
写真(提出の日前6か月以内に撮影したもの)	1枚	○	○	○
申請者本人を確認できる書類 (有効なもの。コピーは不可)		○	(有効な旅券で確認)	(有効な旅券で確認)
前回発行の旅券 (期限切れまたは有効旅券)		○ (期限切れの旅券)	○ (有効な旅券)	○ (有効な旅券)

申請書

用紙は市役所(本庁)市民課窓口にあります。

「10年用」「5年用」の2種類ありますが、満年齢18歳未満のかたは「5年用」のみの受付で申請書に法定代理人(親権者)の同意・署名が必要です。

戸籍全部事項証明(戸籍謄本)

提出日前の6か月以内に作成されたものをお持ちください。

有効期間内の旅券を新しい旅券へ切り替える場合であって、氏名などに変更のない場合は、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)の提出を省略できます。

写真

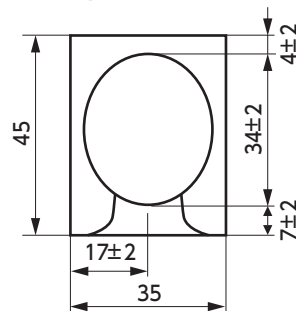
- 申請者本人のみが写っているもの
- 6か月以内に撮影されたもの
- 写真が本人と同一人物であると容易に確認できるもの
- 正面を向き、無帽・無背景で顔がはっきりと写っているもの

- 右図の寸法(単位mm)を満たし、縁なしのもの

※白黒写真でも可能。申請書に貼らずそのまま持ちください

※写真について詳しくは市役所(本庁)市民課窓口にお問い合わせください

※インターネット「外務省ホームページ」「茨城県旅券室ホームページ」にも詳しい案内がありますのでご参照ください



申請者本人を確認できる書類

1つの書類で本人を確認できるもの(写真付きのもの)

日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む)、運転免許証、マイナンバー(個人番号)カードまたは写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、小型船舶操縦免許証、海技免状、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)、教習資格認定証(猟銃)、合格証明書(警備員)、写真付き官公庁職員身分証明書(独立行政法人、特殊法人および官公庁の共済組合を含む)、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)

2つの書類を必要とするもの

【<1>と<2>】 例:健康保険証+写真付き学生証

【<1>と<1>】 例:健康保険証+国民年金証書(手帳)

<2>と<2>では受付できません。

※未就学児、児童の場合は「健康保険証+母子健康手帳」でも可能です

<1>	健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証、国民年金証書(手帳)、基礎年金番号通知書、厚生年金証書(手帳)、船員保険年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書+実印、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、中国残留邦人等支援給付の本人確認証
<2>	次のうち写真付きのもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書、失効旅券、身体障害者手帳(顔などが確認できるもの)

※氏名・生年月日・性別・ふりがな・住所・本籍などが申請書の記載内容と一致しているものに限りです

※写真付きでない住民基本台帳カードは申請者本人を確認できる書類には該当しませんのでご注意ください

前回発行の旅券

有効期間が残っている場合は、その旅券を持参(返納)しないと新規申請の受付はできません。

紛失の場合は窓口へお問い合わせください。

前回の旅券は失効している場合でも申請時にお持ちいただきます。紛失した場合はその旨お申し出ください。

住民票

原則として不要ですが、居所での申請が認められる場合などは必要です。

旅券の受領

●旅券の受領には必ずご本人がお越しください。

受領時に必要なもの

☒ 引換書(受理票)

☒ 所定の手数料 ※下図のとおり

申請の区分	手数料額	内訳	
		収入印紙	茨城県収入証紙
10年旅券(18歳以上)	16,000円	14,000円	2,000円
5年旅券(12歳以上)	11,000円	9,000円	2,000円
5年旅券(12歳未満)	6,000円	4,000円	2,000円
残存有効期間同一旅券	6,000円	4,000円	2,000円

※パスポートの写真と受領に来られたかたが同一人物であるかどうか確認した上で、ご本人にお渡ししています

※収入印紙・茨城県収入証紙は市役所の市民課窓口で取り扱っています

時間外および休日の窓口

問 総務課 総務グループ

窓口時間延長

受付時間を延長する日

毎週木曜日(祝日、年末年始を除く)

延長時間 午後5時15分～7時30分

開設場所 市役所(本庁)

市民課、税務課、収納課、介護長寿課、
社会福祉課、保険課、こども課

日曜開庁

開庁日 毎週日曜日(年末年始を除く)

開庁時間 午前8時30分～正午 午後1時～5時15分

開設場所 市役所(本庁)市民課

取扱業務 住民票の写し、戸籍全部事項証明書(戸籍
謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、印
鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、軽自動
車税用住所証明書などの交付

※取り扱う業務、必要書類など詳しくはお問い合わせください

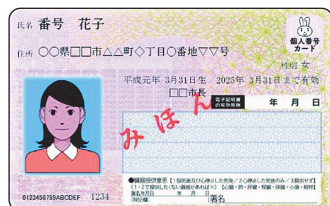
マイナンバー(個人番号)など

問 市民課 戸籍・窓口グループ

マイナンバー(個人番号)カード

マイナンバー(個人番号)を証明する書類で、本人確認の際の公的な身分証明書としても利用できます。マイナンバー(個人番号)カードのICチップに搭載される電子証明書などの活用により、行政手続きのオンライン申請やコンビニエンスストアなどでの住民票の写しなど公的な証明書の取得にも利用できます。

初回交付手数料は無料です(電子証明書発行手数料も含む)。再発行手数料は、マイナンバー(個人番号)カードは800円、電子証明書は200円です。



署名用電子証明書

インターネットなどで電子文書を作成・送信する際に利用し、e-Taxなどをお使いになる場合に必要な証明です(有効期間は、マイナンバー(個人番号)カードは発行から5回目の誕生日まで)。

引っ越しや婚姻などにより住所、氏名などに変更が生じた場合、署名用電子証明書は記載されている情報に変更が生じることから自動的に失効します。

転入届や婚姻届などの提出の際に、併せて新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。なお、利用者証明用電子証明書は、住所、氏名などを記載情報としていないことから、引っ越しや婚姻などによっても失効しません。

利用者証明用電子証明書

インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることの認証手段として利用し、マイナポータルログイン、コンビニ交付サービスなどをお使いになる場合に必要な証明です。

住民基本台帳カード

公的な証明として使えるカードで、顔写真付き、顔写真なしの2種類があります。

マイナンバー(個人番号)カード交付開始に伴い、住民基本台帳カードの交付は終了していますが、お手持ちの住民基本台帳カードは有効期間が満了するまで有効です。

コンビニ交付サービス

取扱証明 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税(非課税)証明書

請求方法 マイナンバー(個人番号)カードを使って、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機(キオスク端末)から証明書を受け取ることができます。受け取りができるのは、住民票は本人と同一世帯員のみ、印鑑登録証明書は本人のみです。

取扱店舗 全国のマルチコピー機の設置されているイオン、カスミ、セイコーマート、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど

受付日時 午前6時30分～午後11時

※各店舗の営業時間内に限ります

※システムメンテナンス時はご利用いただけません

必要なもの

☑ 利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバー(個人番号)カード(暗証番号の入力が必要です)

郵送による証明書の請求

問 市民課 戸籍・窓口グループ

郵送で請求できる証明書

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、除籍謄・抄本、改製原戸籍謄・抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書、独身証明書、住民票の写しなどは郵送で請求できます。

送付するもの

- 必要事項を記入した請求書
- 手数料(ゆうちょ銀行の定額小為替)
- 返信用封筒(切手を貼り、返信先宛名を記入したもの)
- 請求者の本人確認ができる書類のコピー(マイナンバー(個人番号)カード(表面)または写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証などで現住所の記載のあるもの)
- 戸籍関係証明を請求するときは、必要な戸籍に記載されている人と請求者との関係が確認できる戸籍などのコピー
※那珂市の戸籍で親族関係が確認できる場合は不要
- 個人のプライバシー保護のため、請求に当たっては委任状が必要な場合があります。
- 次のかたは市民課にお問い合わせの上、ご請求ください。
 - ・住民票の写しを請求するかたで本人、同一世帯以外のかた
 - ・戸籍関係の証明を請求するかたで本人、配偶者、直系尊属・卑属以外のかた
- プライバシーの侵害または差別的な事柄につながるような不当な請求には応じられません。
- 請求用紙については、申請者が便せんなどに右記の必要事項を記入し作成してください。

請求書の記入事項

住民票の写しの 場合	① ● 必要な人の住所 ● 世帯主氏名
	② ● 世帯全員か、世帯の一部(個人)かの区別 ※世帯の一部の場合は、必要とする人の氏名
	③ ● 本籍・筆頭者氏名を記載するか省略するか ● 世帯主氏名・続柄を記載するか省略するか
	④ ● 必要枚数
	⑤ ● 請求者の住所・氏名・請求した住民票に記載されているかたと請求者との関係・昼間に連絡のとれる電話番号
戸籍関係の場合	① ● 必要な人の本籍 ● 筆頭者氏名
	② ● 全部事項(謄本)か個人事項(抄本)かの区別 ※個人の場合は、必要とする人の氏名
	③ ● 必要枚数
	④ ● 請求者の住所・氏名・請求した戸籍との関係・昼間に連絡のとれる電話番号



戸籍証明等郵送請求書



住民票等郵送請求書

電話予約による住民票の写しの 休日交付

申・問 市民課 戸籍・窓口グループ

事前に電話予約が必要です。

取扱証明 住民票の写し

請求方法 市民課に本人または同一世帯員のかたが電話予約をしてください。受け取りができるのは、本人、または同一世帯員のかたのみです。

予約日時 受け取りを希望する休日前の市役所開庁日
午前8時30分～午後5時

交付日時 予約受付日からおおむね1週間以内の土曜日、祝日
※12月29日～翌年1月3日は除く
午前8時30分～午後5時

必要なもの

- ☒ 手数料
- ☒ 本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、健康保険証など)

瓜連支所で取り扱う業務

問 瓜連支所 支所窓口グループ

瓜連支所では住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書等の各種証明書発行、市税等の収納などを行っています。詳細はQRコードをご確認ください。



いばらき電子申請・届出サービス

問 管財課 DX推進室

市へ提出する申請や届出の一部を、インターネット上で行うことができるサービスです。本サービスによって、職場や自宅にしながら、原則として24時間365日、いつでも申請・届出を行うことができます。

いばらき電子申請・届出サービス

https://apply.e-tumo.jp/city-naka-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action



引越しワンストップサービス

問 市民課 戸籍・窓口グループ

マイナポータルを通じてオンラインで転出届・転入(転居)の来庁日の予約ができます。詳細はQRコードをご確認ください。

利用できるかた

- 電子証明書が有効なマイナンバー(個人番号)カードをお持ちのかた
- 日本国内で引っ越しをするかた



届出・証明

ぴったりサービス(マイナポータル)

問 管財課 DX推進室

国が運営するマイナポータルにあるぴったりサービスは、自治体への手続きについてオンラインで検索や電子申請が可能となるサービスです。

ぴったりサービス(マイナポータル)

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search?orgCode=08226>



電子申請を利用するには

- 利用者登録が必要となります。
- インターネットに接続できるパソコン、スマートフォンまたはタブレット端末が必要となります。
- 手続きによっては、申込者本人のマイナンバー(個人番号)カード(署名用電子証明書付き)とICカードリーダーが必要となります。

(注意) スマートフォンやカードリーダーは、マイナンバー(個人番号)カードの読み取りに対応した機種をご用意ください。

統計調査について

問 政策企画課 政策企画グループ

統計調査は、「さまざまな日本の今」を知るため、各省庁が所管して実施する調査です。

調査の方法としては、調査員を選任して調査を実施する「調査員調査」が主で、全てのかたがたを対象とする「全戸調査」や一定条件にて対象を限定する「抽出調査」などがあります。

実施主体については、各市町村が国や県から委託を受けて実施する場合や、県が実施する場合などさまざまですが、調査方法は基本的に変わりません。

那珂市では、「那珂市統計調査委員会」を組織し、さまざまな調査に従事する調査員については、基本的にこの会員より選出しています。

身近にある統計調査の種類と対象

- 国勢調査(全戸調査)
- 農林業センサス(農業または林業を含む全ての個人および法人)
- 経済センサス(全ての事業所および企業)
- 全国家計構造調査(抽出調査)
- 住宅・土地統計調査(抽出調査)
- 労働力調査(抽出調査)